

健康起因事故防止対策等助成金交付要綱

平成30年 3月 27日 制 定
令和 7年 3月 26日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う交通事故防止対策事業の一環として、会員事業者には雇用されている運転者に対して、健康に起因する事故を防止するための検査（脳ドック・心臓ドック）の受診促進及び労働災害事故を防止するための資材（以下「資材」とする。）の導入に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象者は、次条に掲げる検査の受診及び資材を新たに購入したトラック運転者が在籍する会員事業者とする。

2 助成対象となる運転者は、岡山県内の会員事業所に属する運転者とする。

(助成対象項目)

第3条 助成対象となる項目は、次のとおりとする。

(1) 脳ドック・心臓ドック

脳疾患、心臓・血管疾患の早期発見を目的とする、別表1に定める検査項目をすべて含むもの

(2) 助成対象資材

労働災害事故を防止することを目的とする、別表2に定めるもの。なお、中古品・リース・レンタルによる導入については助成対象外とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、次のとおりとする。

(1) 脳ドック・心臓ドック検査については、1名につき検査費用（いずれも消費税及び地方消費税を含まない）の1/2かつ上限10,000円とし、当該年度の申請回数は定めない。

(2) 別表2に定める資材については、購入費用（消費税及び地方消費税を含まない）の1/2かつ合計上限金額100,000円とする。なお申請上限数は、当

該年度4月1日現在の事業用トラックの保有台数（被けん引車を除く）の1.2倍（端数切り上げ）までとする。ただし、当該年度の申請回数は1回限りとする。

（助成対象期間）

第5条 当該年度の4月1日から2月末日までに受診及び資材の購入・支払が完了したものを対象とする。ただし、助成は申請のあった順に行うこととし、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

（助成金の申請手続き）

第6条 助成を受けようとする会員事業者は、別紙様式による「健康起因事故防止対策等助成金申請書兼交付請求書」（様式1号）を、2月末日までに協会へ提出するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第7条 協会は、前条による助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは会員事業者に対し助成金を交付する。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。（令和2年3月25日改正）

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月23日改正）

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月23日改正）

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。（令和6年3月22日改正）

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。（令和7年3月26日改正）